

# 人材確保等支援助成

## 1. 事業趣旨

一般社団法人兵庫県トラック協会(以下「兵ト協」という。)は、深刻化するトラック運送業界のドライバー不足に対応するため、会員事業者(以下「会員」という。)が、求人情報誌等に求人広告を掲載した際の広告掲載料の一部を助成することで、トラックドライバーの確保を促進し、安心・安全で安定した国内物流の維持・発展に資する事を目的として助成金を交付する。

## 2. 定義

「求人情報誌等」とは、求人情報誌・折り込みチラシ・求人サイト等企業の求人情報を掲載して、求職応募者を集める媒体をいう。

## 3. 助成対象

令和5年度に、会員が求人情報誌等に、下記の内容を満たした求人広告を掲載した事業用トラックドライバーの求人広告掲載料を対象とする。

### 【求人内容における条件】

- ・会社名、ドライバーの募集、勤務地が兵庫県内の営業所であることが明記されている。(事務員・作業員と併せて募集しているものも可)
- ・4月1日以降に募集したものが対象となるが、インターネットのサイト等は3月の最終週等から一定期間継続して掲載され、その期間の大半が令和5年度に含まれているもので、支払いが4月1日以降のものも対象とする。

また、同時期に複数の媒体を使用した場合、若しくは同一の媒体で複数回掲載の場合も可能とする。

## 4. 助成額

助成金の交付額は、事業用トラックドライバーの求人広告掲載料(消費税は含めないものとする)の2分の1(千円未満切り捨て)で、5万円を上限とする。

## 5. 交付申請

会員は、助成金の交付を受けようとするときは、別に定める交付申請書(様式1)に次の①~③を添付し兵ト協に提出しなければならない。ただし、申請は、1事業者1回限りとする。

- ① 見積書又は請求書の写し
- ② 領収書の写し等支払いの確認ができるもの  
※ネットバンキング等の場合は支払後の日付で資金移動が確認出来るもの
- ③ 実際に広告が掲載された事が証明できるもの  
(発行日が分かる求人情報誌等の写し、アップされているサイト画像のプリントしたもの)

## 6. 申請期間

令和5年4月1日~令和6年3月8日

## 7. 助成金の返還

兵ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命ずることができる。また、助成金の交付を受けた会員は、後に虚偽等の事実が判明した場合には、速やかに兵ト協に報告し、助成金を返還しなければならない。

- (1) この要綱その他兵ト協が定める事項に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

## 8. 報告

兵ト協は、この要綱に定める助成制度に関して、会員事業者に必要な報告を求めることができる。

## 9. 申込み・問い合わせ先

(一社) 兵庫県トラック協会 業務部

〒657-0043 神戸市灘区大石東町2-4-27 TEL: 078-882-5556